

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

- 1 当社は、以下を経営理念としております。
「日本とアジアをつなぐ投資会社として、少子高齢化が進む社会に安心・安全で質と生産性の高い未来を創ります。」
- 2 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、この経営理念の下、経営の透明性及び効率性を確保し、すべてのステークホルダーへの利益還元を使命として継続的に企業価値を高めていくことであります。
- 3 当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を実践するために遵守すべき具体的な指針として、コーポレートガバナンスコードの基本原則を踏まえて、コーポレートガバナンスに関する基本方針を定め、次の当社HPで開示しております。(<http://www.jaic-vc.co.jp/jcompany/jgovernance/index.html>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、数値計画を開示していません。これは、当社グループ(投資事業組合等を含む)の展開する投資事業全般が、その事業特性上株式市場等の変動要因による影響を極めて大きく受け、加えて昨今の変動の激しい環境下においては、合理的な数値計画を策定することが困難なためです。

しかしながら、投資家及び株主の皆さまの利便に資するべく、業績予想に代えて、ある一定の前提を元に策定した「従来連結基準による見込値」を、数値の合理性は低いものの、参考情報として開示することと致しました。

なお、当該「従来連結基準による見込値」をはじめとする全ての将来に関する記述は、当社が開示資料作成時点において入手している情報及び一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。実際の数値は様々な要因により、記述されている内容とは大きく異なる可能性があります。

【補充原則4-8-1独立社外者のみを構成員とする会合の定期開催】

独立社外取締役の2名は、取締役会以外にも適宜連絡を取り合い、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を行っています。

人数が2名のため、特段の会合を定期的に行うことはしていませんが、両者の都合の良い時間に適宜連絡を取り合うことで同じ効果が得られています。

【補充原則4-8-2 筆頭独立社外取締役】

独立社外取締役の絶対人数が2名のため、経営陣との連絡・調整は両者がそれぞれ、若しくは共同して適宜行うことが可能であり、互選による「筆頭独立社外取締役」は決定していません。

【原則4-11 監査等委員に財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任】

当社の取締役会は、下記「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」【原則3-1 情報開示の充実】(5)に記載した5名の取締役で構成しており、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立できていると考えています。

財務・会計に関する知見については、監査等委員のうちこの分野の専門家は存在しませんが、今後、新任者の選定にあたっては、適切な知見を有している者であるかどうかを重視した上で判断する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

いわゆる政策保有株式である議決権のある上場株式については、原則として保有せず、現在保有している株式は適宜売却する方針です。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第8条に定め、次の当社HPで開示しています。(<http://www.jaic-vc.co.jp/jcompany/jgovernance/index.html>)

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念は次のとおりであり、次の当社HP(<http://www.jaic-vc.co.jp/jcompany/jtopmessage/index.html>)でも開示しています。

「日本とアジアをつなぐ投資会社として、少子高齢化が進む社会に安心・安全で質と生産性の高い未来を創ります。」

経営戦略、経営計画については、有価証券報告書において、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の部分に開示しています。

当社の有価証券報告書は、金融庁より行政サービスとして提供されている「EDINET」(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)にて閲覧することが可能

です。

加えて、半期ごとの決算説明会で会社の方針や計画の進捗状況を説明し、その資料を次の当社HPで開示しています。(http://www.jaic-vc.co.jp/jir/jirlibrary/settle/index.html)

また、これらを分かり易く記載した株主向け冊子を、半期ごとに株主に送付し、次の当社HPでも開示しています。(http://www.jaic-vc.co.jp/jir/jirlibrary/report/index.html)

なお、当社は、数値計画を開示していません。これは、当社グループ(投資事業組合等を含む)の展開する投資事業全般が、その事業特性上株式市場等の変動要因による影響を極めて大きく受け、加えて昨今の変動の激しい環境下においては、合理的な数値計画を策定することが困難なためです。

しかしながら、投資家及び株主の皆さまの利便に資するべく、業績予想に代えて、ある一定の前提を元に策定した「従来連結基準による見込値」を、数値の合理性は低いものの、参考情報として開示することと致しました。

なお、当該「従来連結基準による見込値」をはじめとする全ての将来に関する記述は、当社が開示資料作成時点において入手している情報及び一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。実際の数値は様々な要因により、記述されている内容とは大きく異なる可能性があります。

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定し、次の当社HPで開示しています。(http://www.jaic-vc.co.jp/jcompany/jgovernance/index.html)

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続(報酬決定の基本方針)

当社は業務執行取締役の報酬を、長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させるとともに、当社の企業価値の最大化に向けた業務執行取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとなるよう、取締役会にて決定する方針です。

また、非業務執行取締役の報酬を、優秀な人材を確保することを目指し、取締役各人に設定された役割の内容に応じて決定する方針です。

(報酬体系)

業務執行取締役の報酬体系は、現金で支給する基本報酬と、中長期的な企業価値拡大に向けたインセンティブを高めることを狙いとしたストックオプション(株式報酬型)で構成されます。基本報酬の内訳は、取締役の役職位に応じて支給する固定報酬と、会社業績と取締役個人の成果に応じた乗数乗じて算定される額を支給する変動報酬で構成します。平成28年7月に見直しを行い、従来に比べ報酬総額に対する固定報酬の割合を低く設定することで当社の企業価値の最大化に向けた業務執行取締役の意欲をより高めることのできる体系となっています。

非業務執行取締役の報酬体系は、その独立性の観点から基本報酬(固定報酬)のみとしております。

経営環境および業績の状況等を踏まえ、必要に応じて報酬体系・報酬水準の見直しを図るものとします。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第20条及び別紙5に定め、次の当社HPで開示しています。(http://www.jaic-vc.co.jp/jcompany/jgovernance/index.html)

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

川俣喜昭氏は、企業経営の経験と高い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性、見地から適切な提言を頂くこと、及び、取締役会の議長として取締役会での議論をより活性化させることを期待して、新任の社外取締役の候補者となりました。

下村哲朗氏は、前職からの豊富な人脈や海外での業務経験、及び当社における経営管理業務、再生可能エネルギー投資事業の立ち上げ、First Easternグループとの資本業務提携などの実績を勘案して、再任の取締役候補者となりました。これらの経験や知識を活用して、当社の経営戦略等の立案や業務の執行を行うことで、当社の企業価値を向上させることを期待しています。

大森和徳氏は、海外での業務経験や、当社と近い業種である他社での業務経験を活用することで、当社の業務執行の意思決定において妥当性及び適正性、見地から適切な提言を頂くことを期待して、再任の監査等委員である取締役候補者となりました。

安川均氏は、企業経営の経験と高い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性、見地から適切な提言をいただくことを期待して、再任の監査等委員である社外取締役の候補者となりました。なお、同氏の当社監査役としての在任期間は第34期定時株主総会の終結の時をもって8年でした。その後同氏は当社社外取締役(監査等委員)に就任しており、社外取締役(監査等委員)としての在任期間は第36期定時株主総会の終結の時をもって2年となります。

沼波正氏は、直接企業の経営に関与された経験はありませんが、経済や金融に関する高い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性、見地から適切な提言をいただくことを期待して、再任の監査等委員である社外取締役の候補者となりました。なお、同氏の当社社外取締役(監査等委員)としての在任期間は第36期定時株主総会の終結の時をもって2年となります。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会の決議によって重要な業務執行(法令に定めるものを除く。)の決定を取締役に委任することができる旨を定款で定めています。そして、社内規程として取締役会規則を設け、その中で取締役会自身が判断・決定する事項を明確に定め、それ以外の事項を業務執行取締役に對して委任しています。

取締役会規則において取締役会決議事項としている具体的な事項は、下記のとおりです。

- 1.株主総会に関する事項
- 2.取締役の役職、担当事項、取締役と当社との取引等に関する事項
- 3.会社組織や重要な人事に関する事項
- 4.当社の株式に関する事項
- 5.決算に関する事項
- 6.経営の基本方針の決定および重要な業務執行に関する事項
- 7.その他の重要事項

これは、業務執行を担当する取締役が取締役会の業務執行権限の一部を委任することにより、取締役会の監督機能と業務執行取締役による業務執行機能とを分離して役割と責任を明確にし、経営判断の透明性の一層の向上を図るとともに、より効率的な会社運営を行うことを目的としたものです。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社の取締役のうち2名は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するための資質を有する独立社外取締役です。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

別途「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に定め、次の当社HPで開示しています。(http://www.jaic-vc.co.jp/jcompany/jgovernance/index.html)

【原則4 - 11 取締役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

別途「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第16条～18条に定め、次の当社HPで開示しています。(http://www.jaic-vc.co.jp/jcompany/jgovernance/index.html)

【補充原則4-11-2 社外取締役の兼任状況】

当社は、当社の取締役として適切な時間・労力を確保できる者を取締役として選定しています。

また、他の上場会社の役員を兼任する場合など重要な兼職の状況を、事業報告や株主総会参考書類にて毎年開示しています。

【補充原則4-11-3 取締役会の自己評価】

当社では、取締役会は、各取締役による自己評価を踏まえ、少なくとも1年に1度その実効性について分析・評価を行い、その結果を承認する旨を取締役会規則に定めています。

実効性の分析・評価に当たっては次の項目を主な評価項目とし、評価項目に見直しが必要な場合には、適宜取締役会で議論のうえ、評価結果と共に見直し後の項目を承認します。

1)重要な基本方針、経営戦略の決定、2)業務執行の監督、3)取締役会の機関設計・構成・運営、4)株主との関係・対話、5)株主以外のステークホルダーへの対応

2017年3月期の評価結果の概要は次のとおりです。

前年度よりは改善がみられたものの、取締役会における議論が未だ十分とは言えないため、取締役会の構成、及び運営方法を改善する必要がある。また今後も、健全な議論が更に活発に行われるように、運営方法は適時適切に見直していく必要がある。

これに加えて、投資活動を通じた社会問題・環境問題への貢献や、従業員や債権者など、株主以外のステークホルダーとのコミュニケーションの活性化についても、引き続き積極的に取り組んでいく必要がある。

改善の必要性があると評価された部分については、取締役会をより適切に運営しその実効性を確保すべく、今後鋭意対応して参る所存です。その一つとして、取締役の異動について2017年6月27日開催予定の定時株主総会に付議することと致しました。詳細については、2017年3月13日付の当社開示資料「代表取締役の異動に関するお知らせ」および2017年3月27日付の当社開示資料「取締役の異動、執行役員人事、及び組織改正に関するお知らせ」をご覧ください。

今後も、本評価結果等を活用して、取締役会の監督機能及び意思決定機能の更なる向上を図ってまいります。

【原則4 - 14 取締役のトレーニング方針】

別途「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に定め、次の当社HPで開示しています。(http://www.jaic-vc.co.jp/jcompany/jgovernance/index.html)

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

別途「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に定め、次の当社HPで開示しています。(http://www.jaic-vc.co.jp/jcompany/jgovernance/index.html)

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
First Eastern Asia Holdings Limited	1,247,345	6.97
株式会社SBI証券	503,300	2.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	346,300	1.93
日本証券金融株式会社	345,100	1.92
松井証券株式会社	268,100	1.49
田島 憲一郎	265,000	1.48
佐藤 栄康	220,000	1.23
楽天証券株式会社	214,200	1.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	205,500	1.14
株式会社三菱東京UFJ銀行	180,000	1.00

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
安川 均	他の会社の出身者													
沼波 正	他の会社の出身者													
川俣 喜昭	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-----------	----------	--------------	-------

安川 均				<p>企業経営の経験と高い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待しています。</p> <p>なお、同氏の当社監査役としての在任期間は第34期定時株主総会の終結の時をもって8年でした。その後同氏は当社社外取締役（監査等委員）に就任しており、社外取締役（監査等委員）としての在任期間は第36期定時株主総会の終結の時をもって2年となります。</p> <p>当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしています。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。</p>
沼波 正				<p>直接企業の経営に関与された経験はありませんが、経済や金融に関する高い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待しています。</p> <p>なお、同氏の当社社外取締役（監査等委員）としての在任期間は第36期定時株主総会の終結の時をもって2年となります。</p> <p>当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしています。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。</p>
川俣 喜昭				<p>企業経営の経験と高い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性の見地から適切な提言を頂くこと、及び、取締役会の議長として取締役会での議論をより活性化させることを期待しています。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、内部監査室に所属する使用人の中から適切なスタッフを配置します。
- (2) 上記スタッフの人事に関しては、業務執行者からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実行性を確保すべきことに留意して、監査等委員会の同意を必要とします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社内規程に則り、相互連携を図っております。具体的には、監査等委員会及び内部監査室は原則として月に1回定例会合を持ち、内部監査室から内部監査結果を監査等委員会に報告し、監査等委員会は必要に応じて内部監査室に指示を出します。

加えて、四半期の決算期毎に、監査等委員会、内部監査室及び会計監査人は定例会合を持ち、会計監査人からの報告を受け、意見交換を行います。

また、監査等委員会・会計監査人・内部監査部門それぞれが行う各監査は、監査のスケジュールや方法及び結果について情報共有を図り、より効率的な監査を実施できるよう努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

業務執行取締役の報酬体系は、現金で支給する基本報酬と、中長期的な企業価値拡大に向けたインセンティブを高めることを狙いとしたストックオプション(株式報酬型)で構成されます。
基本報酬の内訳は、取締役の役職位に応じて支給する固定報酬と、会社業績と取締役個人の成果に応じた乗数を乗じて算定される額を支給する変動報酬で構成します。平成28年7月に見直しを行い、従来に比べ報酬総額に対する固定報酬の割合を低く設定することで当社の企業価値の最大化に向けた業務執行取締役の意欲をより高めることのできる体系となっています。
非業務執行取締役の報酬体系は、その独立性の観点から基本報酬(固定報酬)のみとしております。
経営環境および業績の状況等を踏まえ、必要に応じて報酬体系・報酬水準の見直しを図るものとします。

取締役(監査等委員であるものを除く。以下本文にて同じ。)に対する、役員退職慰労金制度に代わる退任時の報酬として、取締役の報酬額の範囲内でかつ年間に割り当てる新株予約権の上限個数を126個として、株式報酬型ストック・オプションを導入し新株予約権を発行することにつきまして、平成27年6月25日の当社第34期定時株主総会にて承認を得ております。

また、役員報酬以外のインセンティブとして、平成28年12月に有償ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

その他

該当項目に関する補足説明

業務執行取締役に付与しております。
業務執行に携わる取締役に対してのみストック・オプションを付与することが、「当社の業績や株式価値との連動性を強めること」というストック・オプションの目的に合致していると判断しているためであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の総額を開示しております。当該取締役報酬は、有価証券報告書及び事業報告にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は業務執行取締役の報酬を、長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させるとともに、当社の企業価値の最大化に向けた業務執行取締役の意欲をより高めることのできる、適切・公正かつバランスの取れたものとなるよう、取締役会にて決定する方針です。
また、非業務執行取締役の報酬を、優秀な人材を確保することを目指し、取締役各人に設定された役割の内容に応じて決定する方針です。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の会議事務局が資料の事前配布を行っております。また、業務執行取締役が適宜面談を行い、会社の状況について報告を行っております。

加えて、監査等委員である社外取締役に対しては、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として内部監査室に所属する使用人の中から適切なスタッフを配置しており、当該スタッフが内部監査の結果報告、および、必要に応じて会社の状況等について説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 0名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の業務執行、監査・監督等の機能に係る機関および体制は下記のとおりであります。

(1)会社の機関の内容

<取締役>

当社の取締役は、監査等委員である取締役と、監査等委員以外の取締役とを区別して、株主総会で選任されます。当社は、取締役の定員を、監査等委員である取締役については5名以内、監査等委員以外の取締役については7名以内とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。当社の取締役は5名であり、その内訳は、監査等委員以外の取締役が3名、監査等委員である取締役が2名であります。

<社外取締役>

当社の社外取締役は、川俣喜昭氏、安川均氏、沼波正氏の3名であります。当社と当該3名との間には特別な利害関係はありません。当社は、川俣喜昭氏に対しては、企業経営の経験と高い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性の見地から適切な提言をいただくこと、及び、取締役会の議長として取締役会での議論をより活性化させることを期待しています。また、安川均氏に対しては、企業経営の経験と高い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待しています。また、沼波正氏に対しては、直接企業の経営に関与された経験はありませんが、経済や金融に関する高い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待しています。社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針については、金融商品取引所が定める独立性基準や、機関投資家や議決権行使助言会社が定める独立性基準を踏まえ、これらを全て満たす者を独立性ありと判断しています。金額基準については、当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針にて明文化しております。東京証券取引所の定めに基づく独立役員の基準等を参考にしています。なお、当社は安川均氏と沼波正氏の2名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

<取締役会>

当社の取締役会は、取締役5名で構成され、社外取締役である会長が議長を務めます。取締役会では、経営の基本方針及び経営計画その他業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。原則月1回の定例のほか必要に応じて臨時に開催しております。なお、当社は取締役会の決議によって重要な業務執行(法令に定めるものを除く。)の決定を取締役に委任することができる旨を定款で定めております。取締役会は、定款の定めに基づき、一定の業務執行の決定権限を業務執行を担当する取締役に委譲し、できる限り監督機能に特化することで業務の監督と執行の分離を図ります。これは、役割と責任を明確にし、経営判断の透明性の一層の向上を図るとともにより効率的な会社運営を図ることを目的としたものであります。

<監査等委員>

当社の監査等委員は3名であり、うち2名は社外取締役であります。各監査等委員は、監査等委員である取締役について、その選解任等及びその報酬等に対して、株主総会での意見陳述権を有しております。

<監査等委員会>

当社の監査等委員会は、監査等委員3名で構成されます。監査等委員会は、取締役の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性、内部統制システムの構築・運用、会計監査人の監査の方法及び結果について監査を行います。また、監査等委員会は、会計監査人の選任・解任の要否について評価・決定します。なお、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役についてその選解任等及びその報酬等に対して、株主総会での意見陳述権を有しております。監査等委員会は、監査等委員は、取締役や使用人に対し報告を求めるなどの調査等の権限を有します。ただし、具体的な実査の作業は、原則として、各監査委員各自が独自に行うのではなく監査等委員会の傘下に所属し補佐する立場にある内部監査室が行います。監査等委員は、内部監査室からの実査の報告、取締役会その他重要な会議に出席することで受けた報告、取締役や幹部社員から業務の報告等を聴取することを通じて監査を行います。なお、必要とされる場合には、内部監査室に実査の追加実施などを指示する他、監査等委員自身が実査を行います。

<経営会議>

当社は、経営会議を設置しています。経営会議は、取締役会が定めた経営の基本方針及び経営計画に基づく業務執行に関する意思決定に関し、取締役会から権限を委譲された業務執行取締役が、自身で業務執行の意思決定をするうえでより適切な経営判断・業務執行の決定が可能と

なるよう、構成員からの意見参酌を行うための決裁機関です。また、構成員間で情報を共有し業務執行の強化を図ることも目的としています。経営会議は、監査等委員以外の取締役、部門を管掌する執行役員および1名以上の監査等委員をもって構成し、原則月2回以上開催しております。

< 投資委員会 >

当社は、投資委員会を設置しています。投資委員会は、営業投資実行の可否及び実行後の投融資先企業の育成・支援に関する施策並びに売却・回収等、当社の営業投融資業務上重要な事項を審議決定する決裁機関です。

投資委員会は、経営会議においてその決裁方法や構成員等会議の運営ルールを決定の上、当該ルールに則り原則週1回開催されております。

(2) 業務執行体制

< 組織制度 >

当社は、平成25年4月より、取締役が経営及び業務運営の全般について関与し、行動できるよう、業務遂行責任及び収益責任を持つ組織単位としてグループ、室を設け、また、グループ内に一定の業務単位を設置しております。

取締役はそれぞれ部門を管掌し、または、業務およびファンドを担当します。取締役は、管掌する部門または担当する業務において、必要に応じて執行役員及びより下位の責任者(以下、「責任者等」)を設け、一定の権限を委譲し、その業務執行状況を監督するとともに経営的な観点から助言・指導を行っております。

執行役員はそれぞれ部門を管掌し、または、業務およびファンドを担当します。経営的観点及び全社的視野から会社の方針及び計画の策定を補佐し、また、担当する業務及びファンドにおける職務を統括管理します。

責任者等は、経営的観点及び全社的視野から職務を遂行し、策定された会社の方針及び計画に基づいて所管する業務における職務を統括管理します。

また、執行役員及び責任者等は、必要に応じて、各種下級職位者に対し管掌する部門または担当する業務の運営における課題解決や各業務単位の戦略立案とその執行を担当させ、自身の業務を補佐しております。

< ファンドマネージャー制度 >

平成21年9月より、当社グループが運営するファンドの出資者から見て、より「運用者の顔が見える体制」に変更するため、ファンドマネージャー制を導入致しました。ファンドマネージャーは経営会議により選任され、投資組入及び投資回収等についてファンドの観点から確認することで、ファンドパフォーマンス及び出資者への説明責任を負うこととなります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査等委員会設置会社であります。監査等委員会設置会社では、社外取締役が過半数を占める監査等委員会が会社の業務執行を監査・監督し、また、各監査等委員が取締役として取締役会での議決権を有しています。そのため、監査役会設置会社と比べより一層充実したコーポレート・ガバナンス体制を維持できると考え、平成27年6月25日の定時株主総会での承認を経て移行したものであります。

なお、当社の取締役数は5名であり、そのうち監査等委員以外の取締役は2名、監査等委員は3名であります。監査等委員以外の取締役のうち、1名(取締役会長)は社外取締役であります。それ以外の1名は社内取締役であり、かつ、業務執行取締役であります。また、監査等委員3名のうち、社外取締役は2名であります。よって、全取締役5名に対する社外取締役3名の割合は1/3以上に達しております。

また、平成29年6月27日付で、取締役会の議長を、業務執行の最高責任者である代表取締役から取締役会長に変更いたしました。この変更は、取締役会の監督機能の強化を目的として、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ったものです。

加えて、定款の定めに従い業務執行を担当する取締役に取締役会の業務執行権限の一部を委任することにより、取締役会の監督機能と業務執行取締役による業務執行機能とを分離して役割と責任を明確にし、経営判断の透明性の一層の向上を図るとともに、より効率的な会社運営を行います。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	発送日以前に、招集通知が完成した段階で、電磁的方法によりホームページに招集通知を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成29年は、集中日を回避し6月27日に株主総会を開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による電子投票制度を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社「CJ」が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人株主向けに招集通知の英訳を作成しております。
その他	<p>1. 株主総会同日に会社説明会(株主懇談会)を行っております。会社説明会では、スライド等を用いて分かりやすいプレゼンテーションを行い、株主総会だけでは伝えきれない当社の活動状況等についてご報告するとともに、活発な質疑応答を通じて株主の皆様との対話を重視しております。また、その動画をホームページに掲載しております。</p> <p>2. ホームページに招集通知及び決議通知を掲載しております。</p>

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、ホームページ(http://www.jaic-vc.co.jp/jir/jdisclosure/index.html)にて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年定時株主総会後に開催しております	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催し、直近決算期の経営成績について説明するほか、今後の経営計画等についても説明を行っております。平成29年3月期は年2回開催しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報の専用のホームページ(http://www.jaic-vc.co.jp/jir/index.html)を設け、決算短信や決算説明会資料、有価証券報告書及び四半期報告書、株主総会の招集通知・決議通知、個人株主向け冊子、プレスリリース、等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報取扱責任者(東京証券取引所に登録した者) 執行役員 岸本謙司 IR 担当部署 管理グループ	
その他	アナリスト・機関投資家向け決算説明会、及び、株主総会後に開催する会社説明会の様子をホームページにて動画配信しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コーポレートガバナンスに関する基本方針を定め、「第3章 株主以外のステークホルダーとの協働」部分にステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	コーポレートガバナンスに関する基本方針を定め、「第6章 株主との対話」部分にステークホルダーの1つである株主に対する情報提供に係る方針について規定しております。

その他

当社の経営理念において、企業活動を通してのステークホルダーからの信頼獲得、社会への貢献を掲げております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

< 内部統制システムに関する基本的な考え方 >

当社の内部統制システムは、中期経営計画などの事業全体の戦略策定に適用され、業務の有効性・効率性、財務諸表やその他の適時開示情報の信頼性、関連法規や企業倫理の遵守といった経営目的の達成を保证する枠組みとなるものです。

< 内部統制システムの整備状況 >

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として、内部管理体制強化及びリスク管理体制強化のための組織作り及び規程等の整備を行っております。

また、役員及び従業員のコンプライアンスについては、その徹底を経営の重要課題の一つに位置付け、「コンプライアンス・マニュアル」を作成して周知徹底し、その実践に努めております。

さらに、株主の基本的な権利と株主の平等性が現実に守られるために、適時適切な情報開示の重要性を認識しており、情報管理が適切に行えるような社内体制を整備しております。具体的には、「インサイダー取引管理規程」及び「情報セキュリティ規程」を制定し、各部門長を当該部門のインサイダー情報管理責任者及び情報管理責任者とし、「業務等に関する重要事実」等の情報の管理を義務付けております。業務等に関する重要事実が確認された際には、迅速に情報取扱責任者（東京証券取引所に登録した者）及び担当部署である管理グループに情報が集約され、情報取扱責任者（東京証券取引所に登録した者）が率先して情報の管理を行うとともに、会社情報の適時開示について所定の手順を経て速やかに開示しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

< 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 >

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、断固とした姿勢で臨みます。

< 反社会的勢力排除に向けた整備状況 >

役職員一人ひとりの行動の基本方針としての行動規範、およびその具体的な行動規準としてのコンプライアンス・マニュアルにその趣旨を明示して、反社会的勢力に対する姿勢を日常の業務活動の基本の一つに位置づけております。

さらに、投融資活動に関する業務マニュアルにもその具体的な方法を定めて業務フローに組み込むとともに、コンプライアンス・マニュアルの周知により役職員の意識の向上を図るなど、反社会的勢力排除に組織全体として取り組んでおります。今後も様々な関係機関から広く関連情報を収集し、最新の動向を把握するように努めて参ります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

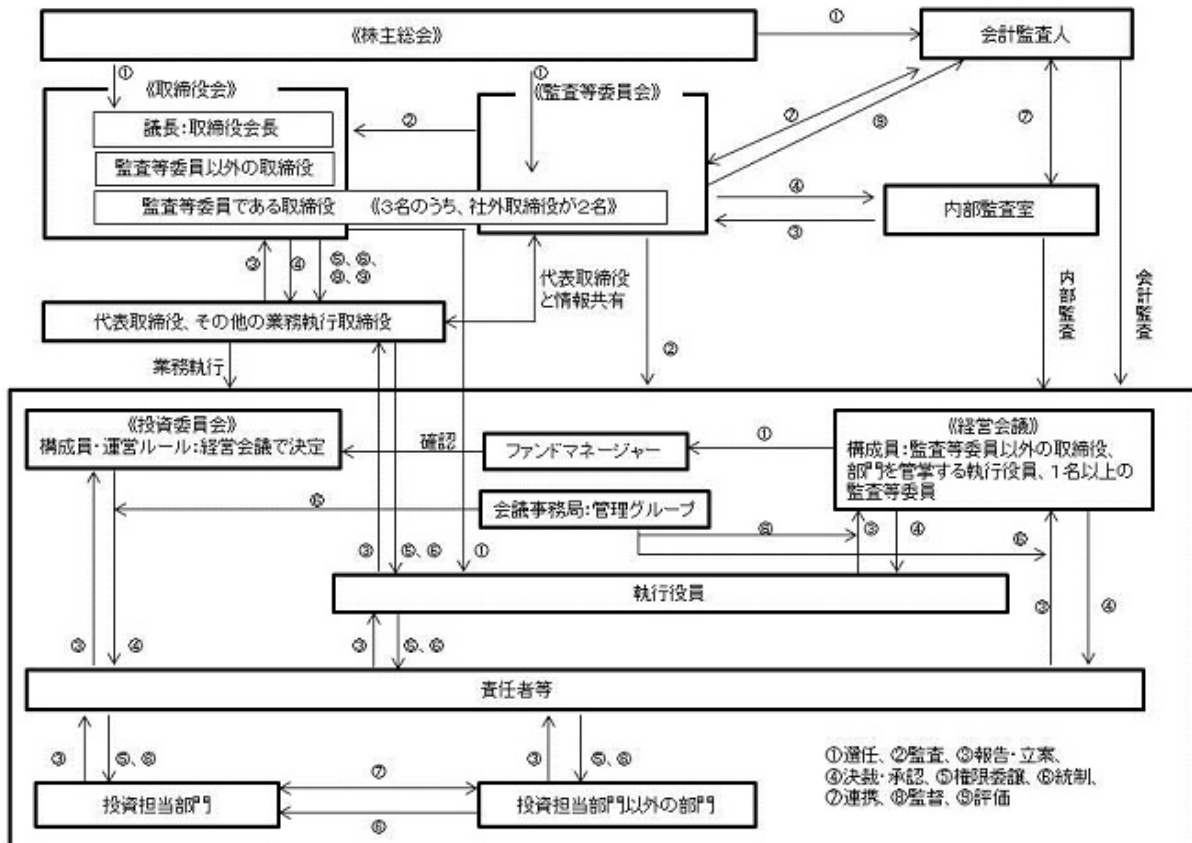
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況>

金融商品取引法の施行に伴い、財務報告についての内部統制に関する規制(日本版SOX)及び金融商品取引業者に関する規制に対応したより透明性の高い経営体制及び内部統制システムの構築を図るため、社内において内部統制に関する認識を高め、社内規程により運用体制を構築し、関係部署において内部統制の構築や評価作業を行っております。

さらに、管理グループ内にリスク管理担当を設置し、保有する営業投資資産について第三者的な観点からモニター・評価を行うことに加えて、金融商品取引法を中心とした法令やガイドラインその他に対する遵守体制を構築しております。管理グループ内のリスク管理担当は各部門と協力して、コンプライアンスマニュアルを作成し周知しております。

模式図



- 決定事実
- 発生日実
- 決算情報

